

財政用語一覧表

用語		内 容
1 報酬	報酬	議会の議員、地方公共団体の非常勤の委員などに対して支給する経費 (非常勤には、教育委員会委員・選挙管理委員会委員・農業委員会委員など)
2 給料	給料	市長・副市長など特別職や一般職員の給与の経費
3 職員手当等	職員手当等	扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・管理職手当・期末手当など
4 共済費	社会保険料	給料を支給している職員の社会保険に対し地方公共団体が負担する保険料
5 災害補償費	療養補償費・休業補償費・障害補償費・遺族補償費・葬祭料	職員が公務により死亡、負傷、疾病又は傷害となった場合に支出する補償金
6 恩給及び退職年金	恩給及び退職年金	退職した職員及び遺族の生活保障として支給する経費 (本市では県内の市町で組織する栃木県市町村総合計画事務組合に加入しているため退職手当の支給は組合からになるため該当なし)
7 賃金	賃金	報酬及び給料の支給を受けていない職員以外に対し、労働の対価として支払う経費
8 報償費	報償費	役務の提供などに対する謝礼で、講演会、研究会の講師への謝礼金や税の納期前完納報償金などの経費
9 旅費	旅費	「1報酬」及び「2給与」の支給を受ける職員等に対して、公務のため出張先までに係る費用等を支給する経費
10 交際費	交際費	市長又はその他の執行機関が行政執行上、公の交渉をするために要する経費
11 需用費	消耗品費	短期間(1会計年度未満)又は一度の使用により費消される物品等の購入経費
	燃料費	自動車・暖房等の燃料の経費
	食糧費	会議・式典等の接待用茶菓子及び弁当の経費
	印刷製本費	印刷及び製本を依頼するための経費
	光熱水費	電気・ガス・水道の使用料
	修繕費	維持管理、現状復旧を目的とした経費
	賄材料費	保育園等の給食の材料購入経費
	飼料費	小学校等で飼育している動物の飼料購入経費
	医薬材料費	保育園や小中学校など各種公共施設の医療用に供される消耗品の購入経費
12 役務費	通信運搬費	郵便料、電話料及び宅配便代などの経費
	手数料	公用自動車の車検などに使用する印紙代、クリーニング代など役務の提供を受けた場合に支払う経費
	火災保険料	各種公共施設に対する火災保険やその他の損害保険の保険料
13 委託料	委託料	地方公共団体の事務、事業、調査、研究等の委託に係る経費 (戸籍等のシステム管理、公共施設の清掃、工事等の設計など)
14 使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	土地、建物などの不動産、会場、機械類の借上げや物品などの使用に対する経費
15 工事請負費	工事請負費	道路など土木工事や学校などの建設工事費などの経費
16 原材料費	原材料費	原料や材料を購入する経費 (市直営事業に使用される砂・砂利・杭など)
17 公有財産購入費	公有財産購入費	土地や家屋などを公有財産として購入する場合の経費
18 備品購入費	庁用器具費	長期間使用する一般的な事務機器、体育用器具、医療用器具などの購入経費
	機械器具費	長期間使用する自動車、印刷機などの購入経費
19 負担金、補助金及び交付金	負担金	法令又は契約に基づいて国又は他の地方公共団体に対して負担する経費
	補助金	特定の事業等を行う者に対し、その事業を助成するために、法令等に基づき交付又は事業が公益上必要がある場合に支出する経費
	交付金	法令又は条例により、団体等に対し地方公共団体の事務を委託している場合に支出する経費
20 扶助費	扶助費	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法等に基づいて生活困窮者やその他社会福祉法の救助対象者を救助するための交付金
21 貸付金	貸付金	地方公共団体が公益上の必要がある場合など、特定の行政上の目的を遂行するため個人等に貸付ける経費
22 補償、補填及び賠償金	補償金	道路拡張工事などに伴う家屋等の移転などの補償費や特別会計の欠損金を一般会計で補充する補填金、違法な公務執行による損害に対する賠償金などの経費
23 償還金、利子及び割引料	償還金、利子及び割引料	地方公共団体において起債(金融機関からの借入を行う行為)で借入れた債務の元金や利子の返済金、また税収入等の過誤納分を返還する場合に利子相当分を加算する場合の加算金などの経費
24 投資及び出資金	投資及び出資金	地方公共団体が財産の有効な活用手段として国債等を購入する場合や地方公共団体の事務等を引き継ぐ財団法人などを新設する場合の出資金(出損金)などの経費
25 積立金	積立金	地方公共団体の預金である基金に積み立てるための経費
26 寄附金	寄附金	地方公共団体が公益上必要がある場合において支出する経費
27 公課費	公課費	地方公共団体が公租公課を課せられる場合に支出する経費 (公用自動車の車検時の自動車重量税など)
28 繰出金	繰出金	一般会計と特別会計又は特別会計の相互間で過不足を補うための経費

※上記の28区分については、地方自治法施行規則(第15条第2項)において規定されているのです。